

信州の屋根ソーラー普及事業
クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金
【Q & A】

長野県環境部ゼロカーボン推進課

◆ 制度の目的

Q 太陽光発電設備等を設置する場合、なぜ認定事業者との契約による設置が要件になっているのですか。

A 本補助金は、地元根ざし、顔の見える事業者が、提供する製品やサービスに関して適切に説明しながら設備等の販売を行うことにより、太陽光発電の普及拡大を目指す制度です。このため、適切な販売促進等に関して一定の条件を満たした事業者であることを求めています。

Q 認定事業者制度とはどのようなものですか。

A この制度は、太陽光発電の普及に積極的に取り組む地域の事業者を県が「信州の屋根ソーラー認定事業者」として認定し、広く県民の皆さんに公表する制度です。認定事業者の一覧など、詳しくは長野県HPをご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/zerocarbon/yanesolar_nintei.html

Q 蓄電池又はV2Hの設置が要件になっているのはなぜですか。

A 太陽光発電の普及拡大が求められる一方で、FIT（固定価格買取制度）買取期間の終了を迎える住宅の増加や、災害時等のレジリエンスの向上など、住宅のエネルギー自立にも役立つため、太陽光発電の普及とともに蓄電池又はV2Hの設置を促進しています。

Q 電気自動車等の販売事業者やリース事業者にも認定事業者制度はありますか。

A 電気自動車等の販売事業者やリース事業者の認定事業者制度はありませんので、電気自動車等の販売事業者やリース事業者自体に特段の要件はありません。

◆ 申請手続

Q 申請方法と申請期間について教えてください。

A 申請方法などについては、「クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 申請要領」をご確認ください。

Q 事業の着手とは、具体的にどういったことですか。

A 補助対象太陽光発電設備等の場合は、当該設備の設置に係る販売契約の締結のことです。なお、ここでいう「契約の締結」には、購入の正式な申込なども含まれます。

補助対象電気自動車等の場合は、販売契約から納車までに1年以上要する場合があります。

とから、当該電気自動車等の初度登録（検査）をもって事業の着手とします。

Q 二世帯住宅（同一の建物）のそれぞれの世帯で機器を設置する予定です。それぞれの世帯で補助金を申請できますか。

A それぞれの世帯で電気の受給契約が分かれている場合は補助金を申請できます。この場合は、それぞれの世帯において別個に申請を行ってください。（まとめて申請することはできません。）

Q 太陽光発電システムと蓄電池、V2H、電気自動車等を導入する場合、第1号事業として、太陽光発電システムと蓄電池、V2Hで40万円、第2号事業で太陽光発電システムと電気自動車等で30万円という申請は可能でしょうか。

A 太陽光発電システムについて、重複して申請することはできません。この場合、第1号事業として太陽光発電システムと蓄電池、V2Hを申請、第2号事業として電気自動車等を申請してください。

◆ 他の補助金等との併用

Q 蓄電池を対象に補助金の交付を受けているのですが、V2Hを対象に補助金を受けることはできますか。

A 補助対象設備が異なる場合は交付申請が可能です。

Q 県の他の補助金との併用はできますか。

A 併用できません。

Q 国や市町村の補助金との併用はできますか。

A この補助制度では、国や市町村の補助金との併用を制限していません。
ただし、補助制度によっては県の補助金との併用を制限している場合がありますので、詳細は国又は市町村にご確認ください。

Q 補助金を受けるためには、FIT認定を受ける必要がありますか。

A FIT認定の有無は要件としていません。

◆ 補助対象者

Q 住宅の持ち主ではありませんが、補助金を申請できますか。

A 補助対象太陽光発電設備等の設置の場合、自己所有でない住宅（賃貸など）でも、申請者自ら居住する県内の住宅に補助対象設備を設置する場合は、補助金の申請ができます。
（住民票があることが必要です。）

なお、トラブルを避けるため、住宅の所有者の承諾を得て補助事業を実施するようにし

てください。

また、補助対象電気自動車の導入の場合も、申請者自ら居住する県内の住宅に設置された太陽光発電システムにより発電された電気を補助対象電気自動車等に供給できるのであれば、住宅や太陽光発電設備等は自己所有である必要はありません。

Q 申請者自身が居住する住宅であることはどのように確認するのですか。

A 補助金の交付申請書に住民票の写しを添付いただきますので、これにより住所と設備の設置場所が同一であることを確認します。

Q 普段居住していない住宅（別荘等）に対象設備を設置する場合は補助金の対象となりますか。

A 申請者が居住する（住民票がある）県内の住宅でなければ補助金の対象とならないため、別荘等は対象外です。

Q 単身赴任のため県外に居住しており、住所も単身赴任先に移しています。県内に居住する家族が補助金を申請することができますか。

A 補助対象太陽光発電設備等を設置する場合は、当該設備を設置する住宅に居住する家族の方が補助金を申請することが可能です。ただし、補助対象太陽光発電設備等を購入・設置する契約は、補助金を申請する方（この場合はご家族の方）が締結する必要があるほか、申請書類（住民票、納税証明書等）についても申請者の分を取得する必要があります。

補助対象電気自動車等を導入する場合も、補助金を申請する方が補助対象電気自動車等の購入又はリース契約を締結し、当該電気自動車等の使用者となっていれば、申請することは可能です。

Q 県外から移住してきました。まだ県税を支払っていませんが、補助金を申請できますか。

A 住所が県内にあれば「未納がない証明」を受けることができます。なお、「未納がない証明」については、お近くの県税事務所までお問い合わせください。

【県税事務所ホームページ】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/toiawase/index.html>

◆ 補助対象住宅

Q なぜ既存住宅が対象なのですか。

A 新築住宅については、設備の設置検討がしやすく、各種補助金の活用等により太陽光の普及が進んでいる一方、住宅の大半を占める既存住宅への普及が遅れているのが現状です。県では、既存住宅への普及拡大に向けて、本補助制度を実施しています。

Q 既存住宅とはどういった住宅ですか。

A 本補助金の交付対象となる「既存住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律に

定める「新築住宅」以外の住宅（既に人が居住している住宅）を言います。

Q 既存住宅が対象とありますが、住宅を建て直して、設置する場合は対象となりますか。

A 住宅を建て替える場合は新築となるため対象外です。増築、減築、改修に伴う設備導入であれば、対象となり得ます。

Q 店舗併用住宅の建物は補助金の対象となりますか。

A 申請者自身が居住する住宅であれば対象となります。

Q 住宅ではない事業所（事務所）へ蓄電池を設置しようと思っておりますが、補助金の対象となりますか。

A 申請者が居住していない（住民票が無い）場合は対象となりません。

Q 住宅に併設する物置や車庫（ガレージ、カーポートなど）の屋根上や、庭先に野立てで設置する太陽光パネルは補助金の対象となりますか。

A 住宅の屋根上への設置が原則ですが、屋根形状や耐荷重の問題など、やむを得ない事情により屋根上への設置ができない場合は、申請書にその理由を記載してください。また、その際は、実績報告の際に提出する「補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真」では、電線が住宅に繋がっていることが確認できるようにするなど、対象となる住宅において電気が使用されるものであることがわかるようにしてください。なお、住宅の敷地以外への設置は対象外です。

◆ 対象機器

（全般）

Q なぜ太陽光パネルは10kW未満のものが対象なのですか。

A 一般家庭向けの発電容量として、国の固定価格買取制度等を参考に設定しています。

なお、太陽電池の最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方が10kW未満であることが要件となりますので、太陽電池の最大出力の合計値が10kW以上となる場合には、実績報告の際に提出する「補助対象設備の設置後の状況が確認できる写真」としてパワーコンディショナの定格出力の合計値が10kW未満であることが確認できる銘板等の写真を提出してください。

Q リース方式やPPA方式による設備の設置は補助金の対象となりますか。

A 太陽光発電システム、蓄電池及びV2Hは対象となりません。電気自動車等の場合は、リースは対象となります。

（太陽光発電システム）

Q 自宅には既に太陽光発電設備を設置していますが、設備の入れ替え（更新）や増設でも

補助金の対象となりますか。

A 設備の更新や増設は対象となりません。

Q 知人から有償で譲り受けたものや、中古のものは補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 太陽熱利用機器と蓄電池を同時に導入する場合は補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。太陽光発電設備と併せて導入する必要があります。

(蓄電池・V2H)

Q なぜ蓄電池は4kWh以上のものが対象なのですか。

A 家族構成や使用する家電製品等により最適な蓄電池の容量は異なりますが、災害等による停電があっても一定量・時間の電力の供給ができることや、固定価格買取制度の買取期間終了後において自立的に自家消費できる最低容量として設定しています。

Q 自宅には既に太陽光発電設備を設置していますが、蓄電池のみの設置は補助金の対象となりますか。

A 申請者の居住する住宅に既に設置されている、又は新たに設置する太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池が対象となります(蓄電池を太陽光発電設備と組み合わせず、単独で利用する場合は対象となりません)。

Q 蓄電池を既に設置していますが、設備の入れ替えや容量を増やす場合も補助金の対象となりますか。

A 対象となりません。

Q 蓄電池の設置場所により補助金の対象にならない場合がありますか。

A 申請者が居住する住宅の敷地内であれば、室内・室外など設置場所は問いません。

Q どんな蓄電池でも補助金の対象となりますか。

A 環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」の補助対象機器を対象としています。詳しくは次のホームページでご確認ください。

【一般社団法人 環境共創イニシアチブ | ZEH 支援事業】

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

Q どんなV2H充放電システムでも補助金の対象となりますか。

A 経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象設備を対象としています。詳しくは次のホームページでご確認ください。

(電気自動車等)

Q なぜ電気自動車とプラグインハイブリッド車のみが対象なのですか。

A 本補助金は、太陽光発電システムにより発電した電気の自家消費を推進するものであるため、それが可能である電気自動車とプラグインハイブリッド車を対象としています。

Q 電気自動車等の導入にあたり、充電器の設置は必要ですか。

A 「太陽光発電システムにより発電した電気を使用する電気自動車等を導入する事業」であるため、原則として、事業完了時においては、太陽光発電システムはもちろんのこと、V2Hや普通充電器が設置されているなど、太陽光発電システムにより発電した電気を充電できる状況であることが必要です。

Q 電気自動車等を割賦販売契約やリース契約により導入する場合も対象となりますか。

A 対象となります。ただし、当該契約期間内の補助対象経費が補助額を下回る場合は、その分は補助対象外となります。また、リース契約の契約期間は4年以上である必要があります。

Q 電気自動車等からの買い替え等が対象とならないのはなぜですか。

A より多くの家庭において、電気自動車等への切替を促すため、既に電気自動車等を保有している場合は対象外としています。

Q 中古の電気自動車等は対象になりますか。

A 対象外です。

◆ 交付申請及び実績報告の特例

Q 第1号事業と第2号事業の申請者が異なる場合でもこの特例を受けられますか。

A 第1号事業と第2号事業の申請者が異なる場合は特例の対象となりません。

Q 太陽光発電設備等の設置に係る契約書と電気自動車等の導入にかかる契約書について、住所が異なっても申請できますか。

A 本補助金においては、電気自動車等の導入にかかる契約は事業着手前に行われるものであるため、両契約書の住所が一致しなくても問題ありませんが、その場合でも、太陽光発電設備等の設置に係る契約書に記載されている申請者の住所及び設置場所の住所は、本特例の申請者の住所と一致している必要があります。

◆ 事業期間の延長

Q 1月までに事業が完了する予定でしたが、災害等で、補助事業の完了が4月になってしまったことになりました。この場合は補助金を受けることはできないのですか。

A 自然災害や半導体部品の不足による大幅な納期遅延などのやむを得ない理由により、2月末日までに補助事業が完了しないおそれが生じた場合は、速やかに「事業期間延長承認申請書（様式第2号）」を提出してください。内容を審査し、後日その結果を通知します。

なお、翌年度にまたがる事業期間延長の承認は、原則として交付申請を行う年度内に事業着手することとしている規定の例外を認めるものであり、翌年度に補助金を交付することを約束するものではありません。

◆ その他

Q 補助金を受けて太陽光発電設備や蓄電池を設置した後、当該設備を譲渡や処分する必要が生じた場合はどうすればよいのですか。（家族等への譲渡、転居による処分・売却等）

A 財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、県庁ゼロカーボン推進課にご相談ください。

Q 補助金を受けて設置した設備が壊れてしまった場合はどうすればよいのですか。

A 補助金を受けて設置した設備は、適切に管理し、効率的な運用に努めてください。なお、修理不能な故障等のために設備を廃棄する場合などには財産処分の手続きが必要となる場合がありますので、県庁ゼロカーボン推進課にご相談ください。

Q 家庭の省エネ診断を受けることが条件となっているのはなぜですか。

A ゼロカーボンの取組は、自然エネルギーを創り出すだけでなく、エネルギー消費を抑えることも重要です。現在の住宅やライフスタイルを改めて見つめ直し、全体として住宅における温室効果ガス発生量を抑えるため、診断を受けていただくこととしています。

Q 家庭の省エネを診断する「うちエコ診断」(WEB版)はどのようにしたら受けられますか。

A 環境省関連のホームページから申込みができます。なお、診断費用は無料です。

【<https://webapp.uchieco-shindan.jp/>】

診断後表示される診断結果を申請書に添付してください。

■ 上記の他、不明な点等がございましたら、地域振興局環境担当課 又は 県庁ゼロカーボン推進課までお問い合わせください。